

6. (Gno.16) 紛争解決の手続法的課題 (比較民事訴訟法研究会)

代表：二羽 和彦

1989/02/16 (承認) 1989年度 (開始)

【研究の目的】

現代社会において生ずる紛争はますます多様化の傾向にあり、一方で訴訟制度がどのような紛争を取り込んで処理すべきかの限界が問われるとともに、他方では新しいタイプの紛争の処理のために訴訟手続の方でどのような道具立てを用意すべきかが問われている。また、伝統的なタイプの紛争についても、わが国の実情に即した効率的な訴訟制度にするための改善の方策が追求されなければならない。訴訟の代替的紛争処理方式も含めて、わが国の理論・実務の前進に寄与するために、広く比較訴訟法的基礎研究を試みるのが、本研究会の目的である。

【研究活動及び成果】

総括

2023年度は、新型コロナ禍が徐々に収束してきたものの、法学部及び法科大学院がそれぞれ新キャンパス（茗荷谷キャンパス・駿河台キャンパス）に移転してその整理に追われたこと、2024年度に民事訴訟学会大会を本学で開催することになりその準備を進める作業も重なって、グループとしての活動は不十分なものとなった。2024年度後半には、グループとしての活動を本格化したいと考えている。

口頭発表

日時：2023年12月15日（金）18時15分～

場所：中央大学駿河台キャンパス16階 1619-1620（コネクティング）（対面とオンライン配信のハイブリッド）

報告者：韓 寧（桐蔭横浜大学法学部教授）

テーマ：「イギリスにおける法曹及び法曹養成制度」